

倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「準中型免許」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許をいう。

2 この要綱において、「自動車教習所」とは、法第99条に規定する指定自動車教習所をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、倉吉市消防団の団員が消防車両を運転するために必要となる準中型免許の取得に要する費用を補助することにより、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、補助金が交付されるべき年度の12月31日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 準中型免許取得に要する教習費用等の見積書の写し又は料金表
- (2) 運転免許証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の規定にかかわら

ず、様式第5号の申請書による。

3 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、同項の規定にかかわらず、様式第6号の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 補助事業で取得した運転免許証の写し

(2) 準中型免許の取得に要した経費の領収書の写し（内訳がわかるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定の通知)

第9条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第7号によるものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条の規定にかかわらず、様式第8号による。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に着手した補助事業に適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
倉吉市消防団員 準中型免許取得 事業	次に掲げる要件を いずれも満たして いる者 (1)平成29年3月 12日以降に普通自 動車免許を取得し た団員 (2)車両総重量が 3.5トン以上の消防 車両を有する分団 に所属する団員 (3)所属する分団 の分団長が推薦す る団員 (4)準中型免許を 取得した後、継続し て5年以上消防団 に在職し、消防団活 動に参加すること を誓約する団員	自動車教習所に おいて準中型免許 の取得に要する経 費とする。ただし、 次に掲げる経費は 補助対象経費から 除く。 (1)他の制度によ り免許取得費用の 補助等を受ける場 合における当該補 助等の額	1/1	150,000 円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住 所
所属分団
氏 名

補助金等交付申請書

倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

また、本補助金の対象となる運転免許の取得の日から、倉吉市消防団員として5年以上在職し、消防団活動を行うことを誓約します。

記

- 1 補助事業等の名称 倉吉市消防団員準中型免許取得事業
- 2 算定基準額（見込み） 円
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - （1）事業計画書
 - （2）収支予算書
 - （3）準中型免許取得に要する教習費用等の見積書の写し又は料金表
 - （4）運転免許証の写し
 - （5）その他市長が必要と認める書類

上記のとおり、準中型免許を取得させたいので、推薦します。

倉吉市消防団 分団
分団長氏名 _____（自署）

様式第2号（第5条、第8条関係）

事業計画書（事業報告書）

- 1 補助事業等の名称 倉吉市消防団員準中型免許取得事業
- 2 事業の内容 準中型免許の取得
- 3 事業実施の場所
 - ・教習所等名
 - ・所在地
- 4 着手（予定）年月日 年 月 日
- 5 完了（予定）年月日 年 月 日

様式第3号（第5条、第8条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収入の部（補助金を独立した項目とし、その他全ての財源を明記すること。）（単位：円）

事項	予算額(ア) (決算額 (ア))	※1(イ) (予算額 (イ))	※1 増減 (ウ＝ア－イ)	備考
補助金（倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金）				
その他補助金				
申請者個人負担				
計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること。）（単位：円）

事項	予算額(ア) (決算額 (ア))	※1(イ) (予算額 (イ))	※1 増減 (ウ＝ア－イ)	備考
準中型免許の取得				
計				

※1 収支予算書の場合は、「(イ)」及び「増減 (ウ＝ア－イ)」は空欄とすること。

※2 1収入の部・2支出の部のそれぞれで項（行）が不足する場合は、これを追加すること。

職氏名

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住 所

所属分団

氏 名

補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付倉防災第 号で交付決定のあった倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、倉吉市補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

- 1 補助金等の名称 倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 変更（中止・廃止）後の額 円
- 4 差引 円
- 5 変更（中止・廃止）の時期 年 月 日
- 6 変更（中止・廃止）の理由
〇〇のため。
- 7 添付書類
 - （1） 変更（中止・廃止）後の事業計画書
 - （2） 変更（中止・廃止）後の収支予算書（に準ずる書類）
 - （3） 変更後の準中型免許取得に要する教習費用等の見積書の写し

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住 所

所属分団

氏 名

補助事業等実績報告書

年 月 日付倉防災第 号で交付決定のあった〇〇年度倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金の実績について、倉吉市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金等の名称	倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定(ア)	円	円
実 績(イ)	円	円
差引(ウ＝ア－イ)	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 補助事業で取得した運転免許証の写し 4 準中型免許の取得に要した経費の領収書の写し（内訳がわかるもの） 5 その他市長が必要と認める書類	

倉 防 災 第 号
年 月 日

様

職氏名

〇〇年度倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付倉防災第 号で交付決定のあった倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称 倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金

2 確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

（1） 確定交付額 交付決定額のとおり

（2） 算定基準額 金 円

（3） 交付決定額 金 円

3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用する同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住 所

所属分団

氏 名

補助金等支払請求書

年 月 日付倉防災第 号で交付額の確定のあった〇〇年度倉吉市消防団員準中型免許取得事業費補助金の支払について、倉吉市補助金等交付規則第20条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 倉吉市消防団員準中型免許取得事業
- 2 交付確定額 円
- 3 支払請求額 円
- 4 精算払、概算払の別 精算払
- 5 添付書類
 - (1) 交付額確定通知書の写し
 - (2) 補助金等受入額調書
 - (3) 振込先口座の確認ができる通帳又はキャッシュカードの写し

6 振込先

預金種別	金融機関	口座番号						
1 普通								
2 当座	支店・出張所	氏名（名義人）						
3 その他 ()		フリガナ						